令和８年第４回安平町議会定例会会議録（第３号）

令和８年６月25日（木曜日）午前10時00分開会

１　招集年月日　　令和８年６月25日（木曜日）

２　招集の場所　　安平町議会　議場

３　出席議員（12名）

議席番号

１番　三　浦　恵美子	２番　吉　岡　政　昭	３番　反　町　　恵
４番　箱　崎　英　輔	５番　内　藤　圭　子	６番　神　野　祐　太
７番　山　村　哲　也	８番　工　藤　秀　一	９番　鳥　越　真由美
10番　梅　森　敬　仁	11番　高　山　正　人	12番　小笠原　直　治

４　地方自治法第121条第１項の規定により、説明のため会議に出席した者

町　　長	及　川　秀一郎
教　育　長	井　内　　聖
代表監査委員	小　川　誠　一

５　町長の委任を受けて説明のため会議に出席した者

副　　町　　長　田　中　一　省

総務課

総務担当課長　岡　　康　弘　情報担当課長　池　田　恵　司

政策推進課

財政担当課長　木　林　一　雄　企画担当課長　木　村　　誠

税務住民課

税務戸籍担当課長　奥　田　浩　司　生活環境担当課長　佐々木　智　紀

産業振興課

産業振興担当課長　森　池　和　哉

建設課

土木公園担当課長　塩　谷　慎　嗣　施設担当課長　伊　藤　富美雄

健康福祉課

国保介護担当課長　阿　部　充　幸　健康福祉担当課長　小板橋　憲　仁

水道課

水道担当課長　谷　村　英　俊　下水道担当課長　佐々木　貴　之

住民サービス課　兼　商工観光課

総合支所長　　山　口　　崇

６　教育委員会教育長の委任を受けて説明のため会議に出席した者

教育委員会
　　学校教育担当次長　佐々木　英　生　教育委員会課長補佐　武　田　一　倫

7　職務のため出席した議会事務局職員
　　事　務　局　長　　石　塚　一　哉　主　　幹　　鈴　木　慎　二

○　議 事 日 程　（第３号）

日程番号	議案番号	付　　議　　案　　件
日程第１		一般質問
日程第２	報 告 第 ２ 号	令和７年度安平町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第３	選 挙 第 １ 号	安平町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について
日程第４	諮 問 第 １ 号	人権擁護委員の推薦について
日程第５	議 案 第 １ 号	安平町副町長の選任の同意について
日程第６	議 案 第 ２ 号	安平町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第７	議 案 第 ３ 号	安平町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第８	議 案 第 ４ 号	安平町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
日程第９	議 案 第 ５ 号	安平町基金条例の一部を改正する条例の制定について
日程第10	議 案 第 ６ 号	道の駅あびらＤ51ステーションの指定管理者の指定について
日程第11	議 案 第 ７ 号	財産の取得について（学習用タブレット端末更新事業）
日程第12	議 案 第 ８ 号	令和８年度安平町一般会計補正予算（第１号）について
日程第13	議 案 第 ９ 号	令和８年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）について
日程第14	議案第 10 号	令和８年度安平町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）について

日程第15	議案第 11 号	令和８年度安平町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）について
日程第23	意見案第１号	地方財政の充実・強化に関する意見書（案）について
日程第24	意見案第２号	イランへの軍事行動の即時停止と外交による平和的解決を求める意見書（案）について
日程第25	意見案第３号	急騰する奨学金の金利に対する負担額軽減を求める意見書（案）について
日程第26	意見案第４号	ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書（案）について
日程第20		議員派遣の件について
日程第21		総務常任委員会の閉会中の継続調査申し出について
日程第22		経済常任委員会の閉会中の継続調査申し出について
日程第23		議会運営委員会の閉会中の継続審査申し出について

○　本日の会議に付した事件

日程第１　　議案第10号　～　閉会

○　会議録署名議員

議長は、本定例会の会議録署名議員に次の２人を指名した。

２　番	吉　岡　政　昭
６　番	神　野　祐　太

会　議　の　顛　末

◎　再開・開議宣告及び議事日程の報告

〔議長起立〕

○議長（多田政拓君）　おはようございます。只今の出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

◎　日程第１　議案第８号

○議長（多田政拓君）　日程第１、議案第８号　**令和８年度安平町一般会計補正予算（第１号）について**議題とします。審議に入る前に昨日の高山議員からの質疑において担当課に追加資料の提出を求めていた件で施設担当課長から発言の申し出がありますのでこれを許可します。

〔伊藤施設担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　施設担当課長。

○施設担当課長（伊藤富美雄君）　昨日の補正予算、公共施設と総合管理計画策定委託業務にかかる高山議員からの質問に対し、本日当日配布させていただいた資料のとおり66の公共施設の調査を本補正予算より計上させていただいています。なお、発注の際は再度精査させていただいて発注する予定としています。

〔高山議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　高山議員。

○11番（高山正人君）　資料提供ありがとうございました。この資料は今回初めて作成するのか、それとも今までは各担当が持っている計画書みたいなのがあったのか。丸っきり新規でしか今回が初めて調査をするということになっているのかそこだけ教えてください。

〔伊藤施設担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　施設担当課長。

○施設担当課長（伊藤富美雄君）　議員のおっしゃるとおり以前は調査はしていませんので、今回が初めてこの対象の施設については調査するようになっています。

○議長（小笠原直治君）　よろしいですね。それでは議案第８号の審議を始めます。歳出27ページをお開きください。27、28ページで質疑はありませんか。

〔箱崎議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　箱崎議員。

○４番（箱崎英輔君）　27ページ、９目ダム管理費の14節工事請負費について伺います。こちら瑞穂ダムを整備しているということでお聞きしたいことは２つあります。１つはこのように多目的広場を整備していることはこれからもカヌー体験だったり公園だったりキャンプ場だったりと使用を認めていくのか、もう一つはその際の熊対策についてどのようにお考えなのかお聞かせ願います。

〔森池産業振興担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　産業振興担当課長。

○産業振興担当課長（森池和哉君）　瑞穂ダムについてはご存知かと思いますが国の所有施設となっています。それを町が管理協定を結びながら通常の管理を行っているので、都度カヌーその他キャンプ等についても開発局にお伺いを立てながら可能なものについては許可していく形になるかと思います。あと熊の対策の関係ですが、私たちいろんな住民からの通報に基づいて熊の対応をしていますが、瑞穂ダムというところは非常に人通りのない場所です。そういった意味でいきますとこの箱崎議員と一致しているかどうかはあれですが、湖面周辺についてここ数年の熊も出没情報についてはない状況になっています。ただ、町内の出没情報について参考までお知らせしますが、令和５年は町内の熊の目撃情報は23件ありました。令和６年度10件、令和７年度15件、令和８年については現在３件になっています。マスコミの報道と違って町内は比較的落ち着いている状況かなと思っています。その中で瑞穂ダムの湖面周辺についての出没は情報がないと言ったのですが直下の農地部分がありますがここについては令和７年度３件、令和６年度２件の目撃情報があります。担当としては情報があればすぐ速やかにハンターの要請含めて対応してまいりたいと思っています。

〔箱崎議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　箱崎議員。

○４番（箱崎英輔君）　よくわかりました。ハンターの要請なんかは当然そうなるのでしょうけど、いろいろ鉄条網とか電気柵となると費用対効果を考えると非常に難しいんだろうなっていうのは私でも認識できていますので、もし他の地域でも熊対策の観点からいくと瑞穂ダムだけに限らずやっていただきたいなと思います。返答は要りません。

○議長（小笠原直治君）　他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君）　なければ29、30ページで質疑はありませんか。

〔三浦議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　三浦議員。

○１番（三浦恵美子君）　29ページ、４項１目都市計画総務費の都市計画事務経費の委託料の土地利用検討業務委託料。確か都市計画区域外の追分の検討だと伺ったのですが具体的にどのような内容なのか伺います。

〔伊藤施設担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　施設担当課長。

○施設担当課長（伊藤富美雄君）　この業務は都市計画区域外である追分地区の都市計画基礎調査を実施するためです。この都市計画基礎調査とは都市計画法第６条に基づき、都道府県が概ね５年ごとに実施する調査で、人口や産業、土地利用、交通量などの都市の現状と将来見通しを調査、把握し、適切なまちづくりや都市計画の決定、見直しを行うための調査となります。安平町では都市計画決定している早来地区は北海道により令和６年度に実施していますが、都市計画区域外である追分地区は実施していないため、追分地区の市街地エリア約380ha内となりますが、建物利用現状調査を対象件数約1800件ほど土地利用現状調査及び人口調査を行うものです。なお、本調査については令和６年12月に策定した安平町都市計画マスタープランにおいても都市計画を持たない追分地区の地域の市街地についても都市計画を持つ安平、早来、遠浅地域同等の調査を検討しますことから本補正予算により今後実施するものとさせていただいています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　三浦議員。

○１番（三浦恵美子君）　確か追分地区は今後も都市計画に入れないと伺っているのですが、これは継続的に何年かごとに調査をした結果何かしていくということなのか、その目的と継続することについて伺います。

〔伊藤施設担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　施設担当課長。

○施設担当課長（伊藤富美雄君）　先ほどの答弁でも都道府県において概ね５年ごとに調査はしていただいていました。しかし、安平町は今回のマスタープランで追分地域を入れるとしまして、今回が初めての調査となります。今後については今回の調査結果をもとに都道府県が行う５年ごとに追分地区もやるべきか、もう少し間をやっても問題ないものになるか今後はその結果によって検討していきたいと思っています。

〔及川町長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　町長。

○町長（及川秀一郎君）　具体は今説明したとおりです。旧追分町は国道利用計画の策定が旧町時代に平成10年に土地利用計画詳細に作って、国道町モデル事業なんて作っています。当時私もそこを担当したものですから、その中で各地域のゾーニングとかどういった整備方針をしていくかという画も描きながら市街地の再開発も行ってきた経過があって今回都市計画マスタープランの作成を行うことによって昨日までさまざまいろんなやりとりをさせていただきましたが、安平町の動きがこれからさまざま出てまいりますので、状況をきちんと把握しながら計画を早来地区だけでなく追分の状況も把握して行っていくのが必要だということで今回策定させていただきますので、私としては定期的に早来地区の都市計画マスタープランの現行に合わせて、追分地域においても土地利用の関係について計画を行って安平町全体をきちんと把握していきながらまちづくりを進めていく必要があるのではないかと私は思っています。

○議長（小笠原直治君）　他にありませんか。

〔高山議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　高山議員。

○11番（高山正人君）　30ページ、４目教育振興費の教育振興経費の備品購入と

いうことで説明では児童数が増えたということで急遽というお話だったのですが、どれぐらいの生徒さんが増えたのか教えていただければ。あと備品ですから何なのか教えてください。

〔佐々木学校教育担当次長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　学校教育担当次長。
○学校教育担当次長（佐々木英生君）　児童生徒数増えたというよりも教室数、特別支援学級が増えたことによってホワイトボードとかプロジェクターとかを購入させていただいて対応していきたいという補正予算の計上です。

〔高山議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　高山議員。
○11番（高山正人君）　ということは椅子とテーブルといったものではなくてそういった機材と理解していいんですね。わかりました。

○議長（小笠原直治君）　他にありませんか。

〔吉岡議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　吉岡議員。
○２番（吉岡政昭君）　30ページの教育振興費で学校教育施設整備基金積立金とありますが、資料説明によれば財産処分の日から１年以内に譲渡額の補助金総額を学校の施設整備に充てるとなっているようですが、普通考えられないのですが処分したからとりあえずいつ使うかわからないけれども漫然と溜めておくというものではないと思うので当然学校施設の整備に関する計画があって、それに充てると一応考えるわけですが、現在の安平町の学校施設の中でどこの学校はいつ頃整備する等々の計画があるのかどうかその点が１点です。２点目はこの提出議案の説明書によりますと令和８年５月15日付けで決済済みの安教委1105号で決済済みとありますが、この文書はもちろん関係者は知っていると思いますが議会の中で配布されていないと思いますがもし可能であれば配布要望したいと思います。

〔佐々木学校教育担当次長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　学校教育担当次長。
○学校教育担当次長（佐々木英生君）　基金の関係ですが、今回昨日基金条例の改正の議決もいただきましたが、遠浅小学校の譲渡に伴いまして文科省より

指示があり、その補助金相当額、譲渡額にかかる補助金相当額を基金積み立てて将来的な学校施設の整備に資するように指示に基づいて今回その基金の新設、補正予算の計上という形にさせていただいています。議員おっしゃられるとおり計画等ありましたらよろしいかと思いますが、今回の対応としては譲渡にかかる対応ということで特段この積立金額に対しての計画はありません。今後の長寿命化改修を実施する際に充当等させていただければと思いますが、ここについては財政部局とも協議しながらその時期等について検討していきたいと考えています。

〔井内教育長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　教育長。

○教育長（井内聖君）　私から補足させていただきます。今までだとこのお金は国に返還しなければいけなかったのです。何年間使いましょうと。学校施設は何年間使ってくださいというのがあって、その年数に達する前に遠浅小学校の校舎を使わなくなったものですから返還しなければいけないところ国のルールが変わりまして、今後、安平町内において学校施設の整備をするのであればそのお金は返さなくてもいいですよと。その代わり基金としてしっかり他のものに使われないように残してくださいということで今回基金として残しましたと。そして計画については長寿命化等の改修の計画はしっかりありますので、その計画に基づいて必要に応じてこの基金も活用させていただきながら学校施設の整備に使用していきたいと考えています。

〔佐々木学校教育担当次長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　学校教育担当次長。

○学校教育担当次長（佐々木英生君）　後段ご質問のありました通知のところが理解できなかったのでもう一度お願いします。

〔吉岡議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　吉岡議員。

○２番（吉岡政昭君）　基金との関係もありそうですが、令和８年５月15日付け安教委第1105号で決済済みとありますから、だから決裁済みですから内部的な資料かと思いますが。

〔田中副町長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　副町長。

○副町長（田中一省君）　この資料の関係ですが、積立金の基金条例を作る決裁を５月15日1105号で決裁済みという説明書を入れた形です。

○議長（小笠原直治君）　他にありませんか。

〔反町議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　反町議員。

○３番（反町恵君）　先ほど高山議員がご指摘された教育費、１教育総務費、２、４教育振興費のところですが、93万6000円ですが、説明資料には載っているのですが、こちらの資料にそれが載っていないのですが、ここを確認したいのですがお願いします。

〔佐々木学校教育担当次長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　学校教育担当次長。

○学校教育担当次長（佐々木英生君）　備品購入費の93万3000円予算計上させていただいたところかと思いますが、そこについては高山議員にご答弁したところとちょっと違いまして、93万3000円については追分中学校のテニスコートの支柱、審判台の老朽化による更新により予算計上させていただいたものです。

〔田中副町長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　副町長。

○副町長（田中一省君）　あくまでも予算書ですので、補完する資料として我々が議会議員にお出しすると。必ずしもそこの補正予算書の中での説明はページ数も多くなってくるし、効率化も考えてその経費にかかる金額だけを入れていると。ただ、大きな決算の関係は簡単な言葉で載せていると。それを補完するために我々が副町長から出している資料で皆さん議員にお渡ししていると。ですからここに書いてある書いていないというのは議論にはないということをご理解いただきたいと思います。

○議長（小笠原直治君）　他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君）　それでは31、32ページで質疑はありませんか。

〔三浦議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　三浦議員。

○１番（三浦恵美子君）　32ページ、６項保健体育費、２目生涯スポーツ振興事務経費の生涯スポーツ振興事業の委託料の地域部活動運営業務委託料。こちら国からの補助の確定とのことですが、増額補正されることで内容が充実されるのかその点について伺います。

〔武田社会教育グループ課長補佐挙手〕

○議長（小笠原直治君）　武田補佐。

○社会教育グループ課長補佐（武田一倫君）　今回の補正については国が進める部活動の地域展開に向けた北海道の平日を含めた地域展開の加速化のための重点課題として議員がおっしゃるとおり本町が採択されたものに基づく委託料となります。こちらについては本事業は北海道の実証事業として直接補助により補助率10分の10で実施します。この補助制度を最大限に活用し、将来的な行政負担を軽減し、持続可能な運営体制を確立するため取り組んでいきたいと思います。画面については今回こちらの事業で地域クラブ活動の運営団体のブランド価値を確立し、信頼性、専門性を可視化することで費用スポンサーとの民間財源を積極的に獲得する仕組みを構築していきたいと思います。ブランド化については、企業がスポンサーとして支援を検討する際、最も重視するのは団体の信頼性だと考えています。対外的にどのような組織化が明確になることは企業がこの団体なら安心して寄附や教唆ができるという判断材料になります。このブランド化は企業から支援をいただける体制づくりとご理解いただければと思います。財源確保の具体策としては、地域クラブ活動の運営団体のブランド力の強化を図り、費用スポンサーからの支援、ユニフォームのロゴ広告等で企業からの支援金の獲得を目指すものです。

〔三浦議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　三浦議員。

○１番（三浦恵美子君）　ちょっとよくわからないというか、増額決定した直接的要因というのはなんだったのか伺います。

〔武田社会教育グループ課長補佐挙手〕

○議長（小笠原直治君）　武田補佐。

○社会教育グループ課長補佐（武田一倫君）　こちら直接的な要因としては、平

日休日両方とも地域展開を加速するための北海道も同様に重点課題としており、本題課題にあたる実施事業として採択されたもので次年度以降も地域において持続的に活動できる財源確保の必要性について実証事業として取り組むものです。

〔井内教育長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　教育長。

○教育長（井内聖君）　補足します。令和８年度から全国的には休日のみが地域展開となっていて、平日はまだ努力してくださいということです。ただし、国としては平日も含めてぜひとも地域展開に移行していってくださいと。それに取り組むところに対しては10分の10の補助率で出すのでそれに向けた取り組みを頑張ってくださいと。それに対してこの委託事業者は行政負担、つまり行政からの補助をできるだけ少なくして自活するために企業スポンサーを多くしていきたいと。企業スポンサーを多くするためのいろいろな取り組みをしていくということを北海道を通して国に上げまして、国からその事業に取り組むことを認めますということで採択を受けたため、今回これが増額補正となっているということです。

〔三浦議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　三浦議員。

○１番（三浦恵美子君）　では事業内容として変わったところは週末だけでなく平日も取り組みます。あとは自分たちの自賄いできるために自助努力、企業からも貰えるようにＰＲも含めやっていく理解で、その他の内容は変わっていないということでよろしいですか。

○議長（小笠原直治君）　他にありませんか。

〔高山議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　高山議員。

○11番（高山正人君）　今の同じところで聞きたかったのですが、これ単費の数字の増額ということでよろしいですか。何年か計画で続けてくれるのかこの１年でこの金額出すからあとはやってくださいよという形のものなのか。その辺についてお聞きします。

〔武田社会教育グループ課長補佐挙手〕

○議長（小笠原直治君）　武田補佐。

○社会教育グループ課長補佐（武田一倫君）　今回採択受けたのは今年度単費という形になっています。

○議長（小笠原直治君）　他にありませんか。

〔箱崎議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　箱崎議員。

○４番（箱崎英輔君）　32ページ、上から５行目の17節備品購入費ですが、こちら説明資料によると今まで追分公民館のオンラインだったりスピーカーだったり弱点の部分が克服されていいなと思うのですが、一つ伺いたいのはこのデジタル大型会議ボードという使用目的だったりどこに設置されるのか詳細を教えていただければありがたいのですが。

〔武田社会教育グループ課長補佐挙手〕

○議長（小笠原直治君）　武田補佐。

○教育委員会課長補佐（武田一倫君）　議員が今お話ありましたオンライン機器の大型モニター電子黒板ウェブ会議システムＰＣ機能が一体となったデジタル大型会議ボードマックスハブの関係だと認識しています。こちらについては役場内でも今導入させていただいています。また、近年需要が急増していますオンライン講座やウェブ会議に柔軟に対応するため、町民の場を時代に合わせてアップデートする目的で購入していきたいと考えています。設置場所については今ある事務所内または会議室等で管理人さん含めて設置場所を検討していきたいと思いますのでよろしくお願いします。

〔箱崎議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　箱崎議員。

○４番（箱崎英輔君）　そこはわかりました。事務所に置いておくということは移動は１階２階ありますよね。あれはエレベーターで運ぶ認識ですか。はい。

○議長（小笠原直治君）　他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君）　それでは33、34ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君）　なければ歳出の質疑を終わり歳入の質疑を行います。歳入７ページをお開きください。７ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君）　なければ８、９ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君）　なければ10、11ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君）　なければ12、13ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君）　なければ14、15ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君）　なければ16ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君）　なければこれで歳入の質疑を終わります。次に３ページをお開きください。第２表債務負担行為補正と４ページに続く第３表地方債補正について質疑はありませんか。

〔三浦議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　三浦議員。

○１番（三浦恵美子君）　３ページの第２表債務負担行為補正について、こちら以前聞いていたら申し訳ないですが、役場庁舎のエアコン設備リース料に関して令和９年から10年間でリースを行うことだと思うのですが、こちらは購入するよりリースの方が全体的な設備投資としては安価だったのかどうかその点について伺います。

〔岡総務担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　総務担当課長。

○総務担当課長（岡康弘君）　本件は先般行われました自治会長会議等でも役場庁舎内の夏場の温度異常ということでご指摘いただきまして、今回通して経費として盛り込ませていただいて、今年度は事業がないので債務負担行為のみとなります。ご質問の関係ですが、リースの方が直接工事で単年度にやるに比べれば２割、３割の経費増となりますが、ただ、単年度の投資経費が抑制になる部分と故障と当然整備をすれば保守点検が必要になりますが、そういったものもこの中に組み込まれますので全体的な財源的なバランスも含めてリースを選んだことになります。なお、リースで購入するのですが最終的には安平町の財産になることもありまして、蛇足で申し訳ないですが今回いろいろ調べた結果、令和５年に九州の自治体でリース契約で整備をした備品が自治法上財産の取得の議決を踏まないで工事をしたのがあって、最近で言うと苫小牧市さんでも同じような事例が消防防災の関係でありまして、当財政でもそれを気付いていただきまして、この後債務負担行為の後今年度中に契約になるのですが、その際にはまた財産の取得の契約の議決がこの後あるということでお含み置きいただければと思います。

〔三浦議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　三浦議員。

○１番（三浦恵美子君）　こちら設置予定のエアコンの耐用年数10年で自分の財産になったどの維持管理費の部分についてもちょっと試算できていたらお願いします。

〔岡総務担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　総務担当課長。

○総務担当課長（岡康弘君）　設備の耐用年数が調べていなかったので後ほどでよろしいですか。

○議長（小笠原直治君）　他にありませんか。

〔高山議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　高山議員。

○11番（高山正人君）　３ページ、地方債補正の町内ＳＢＣ環境構築事業ってこ

れ中身がわからないのです。教えてください。

〔池田情報担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　情報担当課長。

○情報担当課長（池田恵司君）　町内ＳＢＣ環境構築事業の内容です。ＳＢＣというのはサーバーベースドコンピューティングということで仮想化方式と言われるものですが、パソコンのソフトを使う上で我々パソコン並んでいますが使うときいろんなソフトがありますが、それぞれのパソコンの中に入っているのではなくてサーバー室があって、サーバーがあって、その中にソフトが入っていて、そこを見に行って、そこにあたかも自分のパソコンがあるような仮想的な環境で使用しているのがＳＢＣ方式となります。今回このサーバーの中に入っているＯＳいわゆるＷｉｎｄｏｗｓが更新の期限が来たので今回その更新をするのですが、本来であればこれは町の単費で更新を行うものですが、我々が加盟している情報システム協議会がありまして、その中に共同調達、今回更新を迎える市町村がその加盟団体の28市町村がサーバーのＯＳの更新を迎えるということでシステム協議会が取りまとめて28市町村のＯＳを更新するということで、それをすることによって今回デジタル活用事業債が利用できることになったので地方債補正の方に計上したことになっています。

○議長（小笠原直治君）　他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君）　なければ総括的な質疑をお受けします。総括的な質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君）　それでは暫時休憩して答弁保留について回答をいただきたいと思います。暫時休憩。

（暫時休憩）

○議長（小笠原直治君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

〔岡総務担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　総務担当課長。

○総務担当課長（岡康弘君）　先ほどのエアコンの耐用年数ですが、法令に償却資産の耐用年数等に関する奨励がありまして、その別表を見る限り冷房設備については13年と規定されています。ただ、庁舎の旧庁舎側のエアコンはそれを超えて使用していますので、これはあくまで償却資産ということでそれの耐用年数というか償却試算上の耐用年数になっていますので、実際はもう少ししっかり使えると思います。

○議長（小笠原直治君）　他にありませんね。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君）　質疑なしと認めこれで質疑を終わります。次に討論に入ります。まず本案に対し反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君）　討論なしと認めます。これから議案第８号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君）　異議なしと認めます。したがって議案第８号は原案のとおり可決されました。

◎　日程第２　議案第９号

○議長（小笠原直治君）　日程第２、議案第９号　**令和８年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）について**を議題とします。提案説明を求めます。

〔阿部国保介護担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　国保介護担当課長。

○国保介護担当課長（阿部充幸君）　議案第９号朗読

議案第９号

令和８年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）について

令和８年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）を別紙のとおり提出する。

令和８年６月23日提出

安平町長　及　川　秀一郎

（提案理由）

前年度繰越金の決定等により、令和８年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算について、地方自治法第218条第１項の規定により提案するものである。

別紙補正予算書をご覧ください。

議案第９号

令和８年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）

令和８年度安平町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,780千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ854,939千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並び補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

令和８年６月23日提出

安平町長　及　川　秀一郎

それでは国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）についてご説明い

たします。今回の補正につきましては、令和７年度決算に伴う歳計剰余金の整理が主なものとなります。

はじめに歳出のご説明をいたします。７ページをお開きください。３款国民健康保険事業費納付金は財源振替。９款基金積立金は前年度繰越金の確定により増額するものです。

次に歳入をご説明いたします。５ページをお開きください。３款繰入金は出産育児交付金の導入による減額。６ページにわたる４款繰越金につきましては、前年度繰越金の確定により増額するものです。

以上、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ578万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ８億5493万9000円とするものでございます。ご審議の上ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（小笠原直治君）　説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑は歳出からページごとに行います。歳出７ページをお開きください。７ページについて質疑はありませか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君）　なければ歳出の質疑を終わり歳入の質疑に移ります。５ページをお開きください。５、６ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君）　なければ歳入の質疑を終わりこれで質疑を終わります。次に討論に入ります。まず本案に対し反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君）　討論なしと認めます。これから議案第９号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君）　異議なしと認めます。したがって議案第９号は原案のとおり可決されました。

◎　日程第３　議案第10号

○議長（小笠原直治君）　日程第３、議案第10号　**令和８年度安平町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）について**を議題とします。提案説明を求めます。

〔阿部国保介護担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　国保介護担当課長。
○国保介護担当課長（阿部充幸君）　議案第10号朗読

議案第10号

令和８年度安平町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）について

令和８年度安平町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）を別紙のとおり提出する。

令和８年６月23日提出

安平町長　及　川　秀一郎

（提案理由）
前年度繰越金の決定等により、令和８年度安平町後期高齢者医療事業特別会計補正予算について、地方自治法第218条第１項の規定により提案するものである。

別紙補正予算書をご覧ください

議案第10号

令和８年度安平町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）

令和８年度安平町の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,265千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ217,872千円とする。
２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並び補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

令和８年６月23日提出

安平町長　及　川　秀一郎

それでは後期高齢者医療事業特別会計補正予算第１号についてご説明いたします。今回の補正につきましては、令和７年度決算に伴う歳計剰余金の整理が主なものとなります。

はじめに歳出のご説明をいたします。６ページをお開きください。２款後期高齢者医療広域連合納付金は、令和７年度に繰越された保険料を追加するものです。

次に歳入のご説明をいたします。５ページをお開きください。４款繰越金は、前年度繰越金の確定により増額するものです。

以上、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ126万5000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２億1787万2000円とするものでございます。ご審議の上ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（小笠原直治君）　説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑は歳出からページごとに行います。歳出６ページをお開きください。６ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君）　なければ歳出の質疑を終わり歳入の質疑に移ります。歳入５ページをお開きください。５ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君）　なければ歳入の質疑を終わりこれで質疑を終わります。次に討論に入ります。まず本案に対し反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君）　討論なしと認めます。これから議案第10号を採決しま

す。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君）　異議なしと認めます。したがって議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎　日程第４　議案第11号

○議長（小笠原直治君）　日程第４、議案第11号　**令和８年度安平町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）について**を議題とします。提案説明を求めます。

〔阿部国保介護担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　国保介護担当課長。
○国保介護担当課長（阿部充幸君）　議案第11号朗読

議案第11号

令和８年度安平町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）について

令和８年度安平町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）を別紙のとおり提出する。

令和８年６月23日提出

安平町長　及　川　秀一郎

（提案理由）
前年度繰越金の決定等により、令和８年度安平町介護保険事業特別会計補正予算について、地方自治法第218条第１項の規定により提案するものである。

別紙補正予算書をご覧ください。

議案第11号

令和８年度安平町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）

令和８年度安平町の介護保険事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（保険事業勘定歳入歳出予算の補正）
第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ249,949千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,185,632千円とする。
２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並び補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。
（介護サービス事業勘定歳入歳出予算の補正）
第２条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,695千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,572千円とする。
２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並び補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

令和８年６月23日提出

安平町長　及　川　秀一郎

それでは介護保険事業特別会計補正予算第２号についてご説明いたします。今回の補正につきましては、令和７年度決算に伴う歳計剰余金の整理及び介護保険料の滞納繰越分の整理が主なものとなります。

はじめに歳出からご説明します。９ページをお開きください。１款総務費につきましては制度改正等のシステム改修に伴う補正となります。３款地域支援事業費は、一般介護予防事業に係る調査のため補正するものです。10ページにわたる４款諸支出金は、令和７年度給付実績等に伴う返納金となります。５款予備費については歳入歳出補正に伴う財源補正となります。

次に歳入をご説明いたします。５ページをお開きください。１款保険料につきましては、滞納繰越分の補正となります。６ページにわたる４款国庫支出金、２項２目地域支援事業交付金につきましては、歳出３款の増額に伴う補正で、６目事業費補助金につきましては、歳出１款の増額に伴う補正となります。５款支払基金交付金につきましては、歳出３款の増額及び過年度実績の追加交付に伴う補正となります。７ページ。６款道支出金につきましては、歳出３款の増額に伴う補正となります。８ページわたる７款繰入金につきましては、歳出３款及び歳出１款の増額に伴う補正となります。８款繰越金については、令和７年度歳入歳出差引額を前年度繰越金として補正するも

のです。
　続いて介護サービス事業勘定についてご説明いたします。はじめに歳出を説明します。16ページをお開きください。３款予備費につきましては、前年度繰越金を補正するものです。
　次に歳入をご説明します。15ページをお開きください。３款繰越金につきましては、前年度繰越金を補正するものです。
　以上、保険事業勘定歳入歳出補正予算及び介護サービス事業勘定歳入歳出補正予算の説明を終わります。ご審議の上ご決定下さいますようよろしくお願いいたします。

○議長（小笠原直治君）　説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。まずはじめに保険事業勘定の質疑から行います。歳出９ページをお開きください。９、10ページで質疑はありませんか。

〔三浦議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　三浦議員。
○１番（三浦恵美子君）　９ページの１款総務費、１項１目一般管理費の介護保険事業事務経費の負担金補助及び交付金のシステム改修費負担金ですが、以前確認していたら申し訳ないですが、限度介護保険の限度額の改正によるものだと伺っていたのですがここで聞いていいか迷ったのですが、介護の限度額が改正どのようにされてどのような影響が出るかについてお答えできればお願いします。

〔阿部国保介護担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　国保介護担当課長。
○国保介護担当課長（阿部充幸君）　このシステム改修については介護保険の限度額が改正されるのでその改修の部分と介護の情報基盤がこれから全国ではじまりますのでその部分のシステム改修となります。負担限度額の詳細については、手元に資料がないので細かい部分はご説明できないのですが、若干負担限度額が今回も上がるので制度改正されています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　三浦議員。
○１番（三浦恵美子君）　限度額が上がることによって経済的に利用できなくなる方が出るのかでないのかやってみないとわからないところですが、その点について今のところどのようにお考えか伺います。

〔阿部国保介護担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　国保介護担当課長。

○国保介護担当課長（阿部充幸君）　こちらの施設の事務担当者にお聞きしていこうかなとはいるのですが、前回負担限度額が変わった時もその際は施設の方にお聞きしましたら特に利用者の方でそこで困って生活が立ちゆかなくなった方はいらっしゃらないと情報を得ています。まず今回もこの改正するにあたって施設の方にはお聞きしていこうかなと思っています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　三浦議員。

○１番（三浦恵美子君）　では調査して動向を注視していただくようにお願いしたいのと、もし経済的な理由で利用を減らすようなことがあればご本人の健康延伸寿命も落ちてしまうのでそこはしっかりやっていただけるようにお願いします。

○議長（小笠原直治君）　他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君）　なければ歳出の質疑を終わり歳入の質疑に移りいます。歳入５ページをお開きください。５、６ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君）　なければ７、８ページで質疑はありませんか。

〔三浦議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　三浦議員。

○１番（三浦恵美子君）　８ページ、８款繰越金で伺いますが、繰越額が例年これぐらいあったかなと増えたのかなというところで要因についてまずお聞きします。

〔阿部国保介護担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　国保介護担当課長。

○国保介護担当課長（阿部充幸君）　繰越金の推移は前回の第９期計画の時の変わらない状況となっていまして、９期計画の時もこちらの繰越金を介護保険料が本当は上がるところだったのですが、その部分に充てて上がらないような措置を取っています。今回はこの２億3400万ぐらいの繰越金が出たので、令和９年度に10期計画を作るのですが、その際に保険料が上がらないような措置を今のところ事務の担当では考えています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　三浦議員。

○１番（三浦恵美子君）　確か段階増やして大きく改正された後も上がる予定だったことをこの繰越金によって抑制したという理解でいいのか。上がる要因は利用者が増えたり高齢の方が増えたりいろいろあると思うのですが、そういう理解でよろしいかよろしくお願いします。

〔阿部国保介護担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　国保介護担当課長。

○国保介護担当課長（阿部充幸君）　今まだ10期計画を国の見える化システムを使いながら作っている最中なので、今までの３年間の推計値がどのように出るかとか、介護保険料もその推移がどう出るかといったところの分析をしていますので、また、10期計画を作る時に全員協議会を開かせていただきまして、その時にお示しできるのではないかと考えています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　三浦議員。

○１番（三浦恵美子君）　では保険料に関しても適正かつ利用実態に見合った形で10期に向けて設定していくということでいいのかどうか。保険料を多く払っているけど使えないんだってことがなるべくないように町でできることをやっていただけるようにと思うのですがいかがですか。

〔阿部国保介護担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　国保介護担当課長。

○国保介護担当課長（阿部充幸君）　ただ、介護保険の計画の場合は国の見える化システムを推計値として使って、そこに合わせて計画は作っていかなければならない部分がありますので、町としてどのようにいろいろ展開できていくのか難しい部分はあるのですが、ただ、総合事業では安平町独自でいろん

な事業展開をしていける部分があるので、町としてはそこを充実させて行くことで安平町の介護保険制度を発展させていくようなことを今、介護グループの事務方と包括支援センターで考えています。

○議長（小笠原直治君）　他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君）　なければ次に介護サービス事業勘定の質疑を行います。歳出16ページをお開きください。16ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君）　なければ歳出の質疑を終わり歳入の質疑を行います。歳入15ページをお開きください。15ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君）　なければ歳入の質疑を終わりこれで質疑を終わります。次に討論に入ります。まず本案に対し反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君）　討論なしと認めます。これから議案第11号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君）　異議なしと認めます。したがって議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎　日程第５　意見案第１号

○議長（小笠原直治君）　日程第５、意見案第１号　**地方財政の充実・強化に関する意見書（案）について**を議題とします。事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（石塚一哉君）　意見案第１号朗読

意見案第１号

地方財政の充実・強化に関する意見書（案）について

標題の意見書（案）を別紙のとおり提出する。

令和８年６月 23 日提出

提出者　安平町議会議員　工 藤　秀 一

賛成者　安平町議会議員　鳥 越 真由美

本件意見書の内容についてはこの後の提出議員からの趣旨説明によらせていただきます。なお、本意見書が決定された場合の提出先については、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、デジタル大臣、内閣府特命担当大臣、こども政策、少子化対策、若者活躍、男女共同参画、共生共助となっています。以上です。

○議長（小笠原直治君）　朗読が終わりましたので提出議員の趣旨説明を求めます。

〔工藤議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　工藤議員。
○８番（工藤秀一君）　朗読させていただきます。

地方財政の充実・強化に関する意見書（案）

いま、地方公共団体には急激な少子・高齢化にともなう社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、ＤＸの推進、脱炭素化、物価高騰対策など極めて多岐にわたる新たな役割が求められています。加えて、多発化する大規模災害への対応も求められる中、地域公共サービスを担う人員は圧倒的に不足しており、職場における疲弊感は日々深刻化しています。

政府はこれまで「骨太方針」に基づき地方一般財源の前年度水準を確保する姿勢を示してきました。しかし、物価高騰や資材・労務費の上昇による行政コストの増大、さらには慢性的な人員不足を踏まえると、今後も引き続き一般財源総額の確保が求められます。

2026年度地方財政計画は物価高や人件費の増大に対応する内容となっていますが、2027年度政府予算及び地方財政の検討にあたっても、物価高騰や賃金上昇に伴う行政コストの増大を的確に反映し、社会全体で求められている賃上げ基調と相応する人件費の確保をはじめ一般財源総額のさらなる充実が図られる地方財政を実現するよう、以下の事項を求めます。

記

１．社会保障の充実、地域活性化、自治体ＤＸ、脱炭素化、物価高騰対策、教育の無償化、防災・減災、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、引き続くインフレや円安、原油高による行財政の悪化によって地方の公共サービスに格差が生じないよう、これらを支える人材の確保に必要な人件費に重視しつつ、現行の水準にとどまらない、より積極的な地方財源の確保・充実をはかること。

２．人口減少が見込まれる本町は、医療法人が地域医療を担っています。物価高騰、医師・看護師の安定的確保による人件費の増大が、医療体制の維持に影響を及ぼすことも想定されることから、必要な財政支援を行なうこと。

３．子育て対策、介護や生活困窮者の自立支援など、より高まりつつある社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、引き続き地方単独事業分も含めた十分な社会保障経費の拡充をはかること。加えてこれらの分野を支える人材確保に向けた自治体の取り組みを十分に支える財政措置を講じること。

４．地方交付税の法定率を引き上げるなどし、引き続き臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。さらなる地方の財源確保に

むけては所得税や偏在性がより小さい消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。

５．政府として減税政策を検討する際は地方財政を棄損することがないよう、あらかじめ「国と地方の協議の場」を活用するなどし特段の配慮を行うとともに、地方財政への影響が想定される場合は確実にその補填を行うこと。

６．「地方創生推進費」として確保されている１兆円については現行の財政需要において不可欠な規模であることから、恒久的財源としてより明確に位置付けること。

７．地域公共サービスを担う人材の確保のため、2027年度の給与改定に備え十分な給与改定費等を措置すること。また、会計年度任用職員のさらなる処遇改善のため、十分な財政措置を講じること。

８．自治体業務システムの標準化・共通化については、システム移行によって増額した各種経費について国の責任において必要な財源を補填すること。また、戸籍等への記載事項における「氏名の振り仮名」の法制化や、マイナンバーカードを基盤とした健康保険証・運転免許証との機能統合、自治体のサイバーセキュリティ対策強化など、自治体ＤＸにともなうシステム改修や事務負担、人件費の増大が想定される際は十分な財政支援を行うこと。

９．地域の活性化にむけて、その存在意義が改めて重視されている地域公共交通について公共交通専任担当者の確保を支援するとともに、こども・子育て政策と同様、普通交付税の個別算定項目に位置付け一層の施策充実をはかること。

10．人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかること。

11．自治体が実施する事業において、労務費の適切な価格転嫁が果たされるよう、引き続き必要な財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和８年６月 23 日

北海道勇払郡安平町議会議長　小笠原　直治

（提出先）

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、デジタル大臣、内閣府特命担当大臣（こども政策、少子化対策、若者活躍、男女共同参画、共生・共助）

ご賛同のほどよろしくお願いします。

○議長（小笠原直治君）　提出議員の趣旨説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君）　質疑なしと認めこれで質疑を終わります。次に討論に入ります。まず本案に対し反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君）　討論なしと認めます。これから意見案第１号を採決します。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君）　異議なしと認めます。したがって意見案第１号は原案のとおり可決されました。

◎　日程第６　意見案第２号

○議長（小笠原直治君）　日程第６、意見案第２号　**イランへの軍事行動の即時停止と外交による平和的解決を求める意見書（案）について**を議題とします。事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（石塚一哉君）　意見案第２号朗読

意見案第２号

イランへの軍事行動の即時停止と外交による平和的解決を求める意見書(案)について

標題の意見書（案）を別紙のとおり提出する。

令和８年６月 23 日提出

提出者　安平町議会議員　三浦　恵美子

賛成者　安平町議会議員　内藤　圭子

本件意見書の内容についてはこの後の提出議員からの趣旨説明によらせていただきます。なお、本意見書が決定された場合の提出先については、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣となっております。以上です。

○議長（小笠原直治君）　朗読が終わりましたので提出議員の趣旨説明を求めます。

〔三浦議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　三浦議員。

○１番（三浦恵美子君）　本意見書案についてまずはじめに６月１５日に戦闘終結等に関する覚書が発行しましたが、この覚書をしっかりと履行していただいて世界平和につなげていただきたいためにもあえて提出させていただくものです。よろしくお願いします。本意見書案は本文の朗読をもちまして趣旨説明とさせていただきます。

イランへの軍事行動の即時停止と外交による平和的解決を求める意見書(案)

米国およびイスラエルがイランへの攻撃を開始してから約３か月が経過しましたが、中東地域における軍事衝突が続いています。

米国とイスラエルによる先制攻撃は、国連憲章や国際法を無視した暴挙であり、イランの小学校への空爆によって授業中だった多くの児童が犠牲になるなど、多くの民間人が殺害されています。

イラン政府による自国民への弾圧は国際人権法上許されません。しかし、軍事介入によって他国の政治体制を変更しようとすることは、国家主権と内政不干渉の原則に反し、これが認められれば、国際秩序は根底から崩壊してしまいます。

また、イランへの攻撃の激化は世界の平和と安定を脅かすだけでなく、エネルギー供給や資材不足、物価高騰などを通じて建設、医療、運輸、農業、漁業など多岐に渡る分野への影響が生じ、日本国内の市民生活にも重大な影響を及ぼしています。

今こそ求められるのは、軍事力ではなく対話と外交による一刻も早い平和的解決です。よって、政府においてはこれ以上の犠牲を防ぐため、米国・イスラエルおよびイランが軍事行動の即時停止と外交による平和的解決に向かうように外交努力を重ねることを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和８年６月 23 日

北海道勇払郡安平町議会議長　小笠原　直治

（提出先）

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣

皆様におかれましてはご賛同いただきますようよろしくお願いします。

○議長（小笠原直治君）　提出議員の趣旨説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君）　質疑なしと認めこれで質疑を終わります。次に討論に入ります。まず本案に対し反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君）　討論なしと認めます。これから意見書案第２号を採決します。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君）　異議なしと認めます。したがって意見案第２号は原案のとおり可決されました。

◎　日程第７　意見案第３号

○議長（小笠原直治君）　日程第６、意見案第３号　**急騰する奨学金の金利に対する負担軽減を求める意見書（案）について**を議題とします。事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（石塚一哉君）　意見案第３号朗読

意見案第３号

急騰する奨学金の金利に対する負担軽減を求める意見書（案）について

標題の意見書（案）を別紙のとおり提出する。

令和８年６月 23 日提出

提出者　安平町議会議員　三浦　恵美子

賛成者　安平町議会議員　内藤　圭子

本件意見書の内容についてはこの後の提出議員からの趣旨説明によらせていただきます。なお、本意見書が決定された場合の提出先については、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣となっております。以上です。

○議長（小笠原直治君）　朗読が終わりましたので提出議員の趣旨説明を求めます。

〔三浦議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　三浦議員。

○１番（三浦恵美子君）　本意見書案も本文の朗読をもちまして趣旨説明とさせていただきます。

急騰する奨学金の金利に対する負担軽減を求める意見書(案)

現在、大学生の約半数が奨学金を利用していますが、とりわけ日本学生支援機構の奨学金の利用者が多数となっています。日本学生支援機構の奨学金には、給付型、無利子貸与型（第一種)、有利子貸与型（第二種）の三区分がありますが、最も多い約 62 万人（2024 年度）が利用しているのが有利子奨学金です。

今、第二種奨学金の金利の急騰によって、卒業後の返済が若者の将来に重い負担となっています。

返還期間中の金利が変わらない「利率固定方式」では、2022 年 3 月には約 0.4%であった利率が 2026 年 3 月には約 2.4%に跳ね上がっています。奨学金の利率は、貸与終了時（卒業時など）の数値が適用されるため、2026 年 3 月に卒業した学生は、わずか 4 年前の卒業生と比較して約 6 倍もの利率を課されることになります。利子が大幅に膨らむことにより、入学当初の想定を大きく上回る返済総額となります。

これまでも奨学金の返済が若者の重たい負担になっていましたが、物価高騰のもとでの金利上昇による利子負担の増大で、返済困難に陥るリスクが高まっています。若者が経済的理由により学びを断念することや、人生設計に悪影響を与えることがないようにすることが必要です。

よって、政府においては、今般の金利の急上昇による返済額の負担増を軽減するために、増加した利子分への支援策を講じるとともに、給付型、無利子貸与型の対象の拡大を行うことを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和８年６月 23 日

北海道勇払郡安平町議会議長　小笠原　直治

（提出先）

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣

皆様におかれましてはご賛同いただきますようよろしくお願いします。

○議長（小笠原直治君）　提出議員の趣旨説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君）　質疑なしと認めこれで質疑を終わります。次に討論に入ります。まず本案に対し反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君）　討論なしと認めます。これから意見書案第３号を採決します。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君）　異議なしと認めます。したがって意見案第３号は原案

のとおり可決されました。

◎　日程第８　意見案第４号

○議長（小笠原直治君）　日程第８、意見案第４号　**ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書（案）について**を議題とします。事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（石塚一哉君）　意見案第４号朗読

意見案第４号

ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書(案)について

標題の意見書（案）を別紙のとおり提出する。

令和８年６月 23 日提出

提出者　安平町議会議員　　梅森　敬仁

賛成者　安平町議会議員　　鳥越　真由美

本件意見書の内容についてはこの後の提出議員からの趣旨説明によらせていただきます。なお、本意見書が決定された場合の提出先については、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、

農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣となっております。以上です。

○議長（小笠原直治君）　朗読が終わりましたので提出議員の趣旨説明を求めます。

〔梅森議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　梅森議員。

○10番（梅森敬仁君）　10番梅森です。それでは本文の朗読をもって趣旨説明とさせていただきます。

ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書(案)

北海道の森林は全国の森林面積のおよそ４分の１を占め、地球温暖化防止や国土の保全、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには森林資源の循環利用を進める必要がある。

全国一の森林資源を有する北海道において本町と道が連携し、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進、化石燃料の代替となる木質バイオマスの利用促進など、森林吸収源対策を積極的に推進する責務を担っている。

本町をはじめ道内各地域では、森林資源の循環利用に向けて森林整備事業や治山事業など国の事業を活用し、植林・間伐や路網の整備、優良種苗の安定供給、山地災害の防止、木造建築物の整備、森林づくりを担う人材の育成など様々な取り組みを進めてきたところである。

北海道の森林を将来の世代に引き継ぎ、環境への負荷が少ない循環型社会の形成に貢献するためには、活力ある森林づくりや道産木材の利用、防災・減災対策を一層進め、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記

１　地球温暖化や山地災害の防止など、森林の多面的機能の持続的な発揮に向けて伐採後の着実な植林や適切な間伐、路網の整備や国土強靱化実施中期計画に基づく防災・減災対策の推進について、物価や人件費の高騰も考慮し必要な予算を十分に確保するとともに、森林の保全と適正な利用に向けた取り組みを進めること。

２　森林資源の循環利用を推進するため、優良種苗の安定供給、鳥獣害・病虫害など森林被害対策、ＡＩ技術やＩＣＴ等を活用したスマート林業の推進、木材加工・流通体制の強化、建築物の木造・木質化や木質バイオマスの熱利用の促進などによる道産木材の需要拡大、外国人材も含めた森林づくりを担う多様な人材の育成・確保などに必要な支援を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和８年６月 23 日

北海道勇払郡安平町議会議長　小笠原　直治

（提出先）

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣

ご協議の上ご賛同願います。

○議長（小笠原直治君）　提出議員の趣旨説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君）　質疑なしと認めこれで質疑を終わります。次に討論に入ります。まず本案に対し反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君）　討論なしと認めます。これから意見書案第４号を採決します。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君）　異議なしと認めます。したがって意見案第号は原案のとおり可決されました。

◎　日程第９

○議長（小笠原直治君）　日程第９、**議員派遣の件について**議題とします。

お諮りします。７月２日に札幌市で開催される北海道町村議会議長会主催による議員研修会に全議員を、また、８月18日札幌市で開催される広報研修会に議会広報特別委員を派遣します。これに異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君）　異議なしと認めそのように決定しました。なお、この他に次の定例会までの間に議員の派遣について急使を要する事件が発生した時は、内容等を勘案の上、議長において派遣議員を決定したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君）　異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

◎　日程第10～12

○議長（小笠原直治君）　日程第10、**総務常任委員会の閉会中の継続調査申し出について**

日程第11、**経済常任委員会の閉会中の継続調査申し出について**

日程第12、**議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について**

以上３件を一括議題とします。お手元に配布のとおり両常任委員長及び議会運営委員長から所管事務並びに所掌事務について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員会の閉会中の継続調査申し出については申し出のとおり承認することに異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君）　異議なしと認めます。よって各委員会の閉会中の継続調査申し出については、申し出のとおり承認することに決定しました。

◎　閉会宣告

○議長（小笠原直治君）　以上をもちまして、本定例会の会議に付された案件の審議は全て終了しました。本会議の議事運営に特段のご配慮を賜り厚く御礼を申し上げます。令和８年第４回安平町議会定例会を閉会します。ご苦労様でした。

閉会　午前１１時３３分

会議の経過を記載してその相違ないことを証するため、地方自治法第123条第２項の規定に基づき、ここに署名する。

令和　　年　　月　　日

議　　長＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

署名議員＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

署名議員＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿